平成２５年（フ）第３３８号
北九州市八幡西区南鷹見町５番３号
債務者　塚本喜美也
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５５号
佐賀県伊万里市木須町5548番地37
債務者　渕上　由紀
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第８４号
佐賀県伊万里市立花町1462番地６
債務者　池田　　浩
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第８７号
佐賀県武雄市武雄町大字永島13213番地１
債務者　今村　宏子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第５６号
福島県郡山市神明町12番７号　第２神明ハイツ12号
債務者　平井　智美
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２４４号
神戸市中央区下山手通７丁目16番５号下山手マンション101号、住民票上の住所兵庫県姫路市神子岡前３丁目４番５号
債務者　疋田　龍一
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１２号
愛知県岡崎市中島町字流11番地７、申立時の住所愛知県尾張旭市北本地ケ原町２丁目157番地１
債務者　平田八重子
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１０号
愛知県一宮市奥町字堤下一116番地１　ＳＵＮＳＴＡＧＥ21・105号
債務者　和栗　里美
1　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３６号
北九州市門司区吉志６丁目14番22号
債務者　高橋　明弘
1　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５１号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷735番地12、前住所鹿児島県曽於郡末吉町岩崎2198番地
債務者　**楮枌**てる子
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
佐賀県佐賀市高木瀬東４丁目７番17号
債務者　田中　　章
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
佐賀県三養基郡みやき町大字坂口3389番地
債務者　岩永　浩美（旧姓河森）
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
佐賀県佐賀市本庄町大字末次842番地１
債務者　田中　富子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝204番地１
鍋島グリーンハイツＫ102
債務者　深川加奈子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
大分県別府市国立町市営亀川住宅Ｃ―31、住民票上の住所大分市恵比寿町16番２号　レオネクストフローラ恵比寿207
債務者　衞**藤**　淳二
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２３号
大分市小佐井１丁目５番４号　プロムナード里Ⅱ201
債務者　西尾　栄司
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３５６号
熊本県上益城郡御船町大字木倉170番地２
債務者　渡邉　弘文
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係